

食器洗浄及び清掃作業の部外委託に関する 標準仕様書（宮古島駐屯地）

自 令和8年4月 1日
至 令和9年3月31日

標準仕様書

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
食器洗浄及び清掃作業部外委託	作成	令和7年11月27日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	宮古島駐屯地業務隊

1 総 則 食器洗浄及び清掃作業部外委託

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊の宮古島駐屯地（以下「官側」という。）食堂において実施する食器洗浄作業、食堂清掃作業などの部外委託について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) 契約担当官

食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約を締結する者

b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者

c) 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者

d) 受託者

食器洗浄及び清掃作業の部外委託契約を請け負う者

e) 作業従事者

この役務に直接従事する者

f) 現場責任者

作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者

1.3 本委託業務の概要

官側の施設、器材を使用して、食器・配食缶類の洗浄、食堂（事務室、厨房及び糧食倉庫を除く。）の清掃及びこれらに付随する作業、並びに作業量の減少に伴う付加作業を行うものである。

駐屯地において、洗浄する食器・食缶類の標準的な種類及び数量は表1のとおりであるが、災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、喫食時間の変更をする場合があり、受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

2 役務に関する要求

2.1 作業の条件

2.1.1 受託者の作業条件

受託者の作業条件は、次による。

a) 日々の作業において、現場責任者を1名配置するものとし、官側が示す予定喫食

者数等に応じ、別紙第1「令和8年度食数及び作業に必要な従事者数の参考値」及び別紙第2「宮古島駐屯地隊員食堂における食器洗浄人員の実績」を基準として、本委託業務を完成するために必要な作業従事者の数を官側と協議の上、自らの判断で算定し、示された時期までに作業従事者勤務割振表を提出し、官側の同意を得ることとする。この際、作業従事者勤務割振表に同意が得られなかった場合、官側は改善を勧告する。

b) 作業従事者については、身元保証が確実なことを確認した上で編成するとともに、事故防止、秘密保全その他関係法令などを厳守するものとする。

- c) 受託者の経費負担は、次のとおりとし、作業に必要な消耗品等は業務の受託中不足がないよう準備するものとする。
 - 1) 作業用被服類、食器洗浄及び食堂清掃などの作業に必要な消耗品
 - 2) 保健衛生用消耗品
 - 3) その他、官側の準備するもの以外全て
別紙第3「（食器洗浄及び清掃作業）年間を通じて必要となる消耗品のリスト（基準）」
- d) 器材などの使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。
 - 1) 安全に万全を期す。
 - 2) 作業従事者自らが器材などを使用して負傷した場合は受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。
 - 3) 使用前の安全点検、使用後の点検・手入れによって、器材の故障を未然に防止する。
なお、施設及び器材などの維持、修理は原則として官側の負担とする。
- e) 本役務の実施に伴い、故意又は過失によって施設又は器材などに損害を与えた場合は、速やかに監督官又は検査官に報告するとともに、受託者の責任において速やかに現状に復旧するものとする。
- f) 使用する施設及び器材などは、本業務以外に使用してはならない。

2.1.2 作業従事者の服務

作業従事者の宮古島駐屯地内における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。

2.1.3 作業従事者の作業条件

作業従事者の作業条件は、次による。

- a) 日本国籍を持ち、心身ともに作業に支障のない者
- b) 現場責任者は、勤務時間中、常時名札及び青色腕章を装着し、所在を明確にする。
- c) 作業従事者は、勤務時間中、常時名札を装着するものとする。
- d) 食器洗浄及び清掃作業に従事した現場責任者及び作業従事者等の当日中の給食業務就業の禁止

2.2 作業の内容

2.2.1 食器・配食缶類の洗浄及びこれに付随する作業

- a) 喫食後の食器類を食器洗浄機、洗剤などを使用して洗浄し、食器かごなどに分類・整理して収納の上、指定の場所に格納する。この際、食器かご及び食器消毒保管庫などの保管器材が汚れている場合は洗浄・手入れする。
- b) 配食後の食缶類を水槽、洗剤などを使用して洗浄し、指定の場所に格納する。
この際、保管棚などの保管容器が汚れている場合は洗浄・手入れする。
- c) 食器洗浄機、水槽、その他洗浄に使用した器材・用具は、使用後に洗浄・手入れし、指定の場所に格納する。
- d) 食器洗浄作業終了後、食器洗浄室を清掃する。

2.2.2 食堂（事務室、厨房及び糧食保管庫を除く。）の清掃及びこれに付随する作業

- a) 喫食終了後、食卓、椅子、食卓備付品などを雑巾又は布巾を使用して清掃する。
- b) 喫食終了後、食堂の床、ドアなどを清掃器材・用具を使用して清掃する。特に汚れている箇所は水洗いする。
- c) 就業日の作業終了後、更衣室、廊下、トイレを清掃し作業終了後、清掃器材・用具を手入れし指定の場所に格納する。
- d) 厨房整備日は月1回を基準とし、厨房・洗浄場の各器材の整備、床清掃、冷蔵庫清掃、食堂の床、ドア、食卓等、椅子の清掃及び空調設備の清掃を実施する。
- e) 8月及び12月を基準に年に2回の床のワックスがけを実施する。

2.3 作業量

2.3.1 洗浄する食器・食缶類の種類及び数量は、表1を基準とする。

表 1

		月					
種 類		作業区分					
		1 日当たりの平均予定数量					
		平日			休日		
		朝食	昼食	夕食	朝食	昼食	夕食
食 器 類	飯 わ ん	380 個	500 個	380 個	0 個	330 個	280 個
	汁 わ ん	380 個	500 個	380 個	0 個	330 個	280 個
	菜皿又は洋皿	380 個	500 個	380 個	0 個	330 個	280 個
	小 皿	380 個	500 個	380 個	0 個	330 個	280 個
	小 鉢	380 個	500 個	380 個	0 個	330 個	280 個
	湯 の み	380 個	500 個	380 個	0 個	330 個	280 個
	盆	380 個	500 個	380 個	0 個	330 個	280 個
	は し	380 組	500 組	380 組	0 組	330 組	280 組
食 缶 類	食缶（飯用）	2 個	2 個	2 個	0 個	2 個	2 個
	食缶（汁用）	2 個	2 個	2 個	0 個	2 個	2 個
	食缶（菜用）	4 個	4 個	4 個	0 個	4 個	4 個
注 記		1 細部は別紙第 1 を基準とし、大規模訓練等により、500 食前後の喫食数になる場合もあり、官側との調整により、柔軟に対応するものとする。 2 休日（土、日、祝日）の朝については、パン、弁当を提供のみであるので食器洗浄作業は実施しないが、訓練等場合により温食を実施する場合がある。 3 盆は隊員使用分及び配食用、小鉢等前出し用に使用するものとする。					

2.3.2 各食後に清掃する食堂の面積及び食卓・椅子などの数量は表2を基準とする。

表2

区 分	面積又は数量
食 堂	4 3 2 m ²
食 器 洗 浄 室	4 8 m ²
食 卓	6 0 個
い す	2 4 0 個
食 卓 備 付 品	6 0 組

2.4 作業開始時刻及び終了時刻は、表3を基準とする。

表3

(平日勤務)

区 分	開始時刻	終了時刻
朝 食 作 業	4 時 0 0 分	8 時 0 0 分
昼 食 作 業	9 時 0 0 分	1 4 時 0 0 分
夕 食 作 業	1 5 時 0 0 分	1 9 時 0 0 分

(休日勤務)

区 分	開始時刻	終了時刻
昼 食 作 業	9 時 0 0 分	1 4 時 0 0 分
夕 食 作 業	1 5 時 0 0 分	1 9 時 0 0 分

2.5 その他

作業の内容、作業量、作業開始時刻及び終了時刻については、日々の監督官が作業の都度支持する。

3 監督及び検査

- a) 各作業の実施時間、作業要領などについて監督官から調整を受けた場合は、現場責任者は適切に対応するものとする。
- b) 次の判定基準に基づき監督・検査を受けるものとする。

時期等	項目	判定基準
その日の作業開始時	実施態勢	献立、予定喫食者数及び配置基準等に基づき、業務を履行するに足る作業従事者等が確保されていたか。
	衛生管理	作業従事者等の健康状態の確認、指導及び記録等の衛生管理態勢は確立されていたか。
		業務に必要な衛生用消耗品の準備状況、作業従事者の個人用被服等身だしなみは良好だったか。
朝・昼・夕各食の食器洗浄作業時	食器、食缶等の洗浄状況	官側の指定した要領に基づき、食器、食缶等の洗浄・手入れを行ったか。
		指定した数量の食器、食缶等を、時間内に洗浄したか。
朝・昼・夕各食の清掃作業時	清掃状況	官側の指定した要領に基づき、食器洗浄室、食卓、椅子及び食卓備付品の清掃を行ったか。
その日の作業終了時	器具・用具等の洗浄状況等	官側の指定した要領・頻度に基づき、器具等の洗浄・清掃・格納がなされていたか。
		器具等の員数は不足していなかったか。

4 その他の指示

4.1 衛生に関する事項

衛生に関する事項は、次による。

- a) 受託者は、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル（以下、“マニュアル”という。）」に定める調理従事者等の衛生管理に基づき、作業従事者の衛生管理を行うものとする。
- b) 作業従事者に係る食中毒などが発生し、損害賠償が求められるなど官側が損害を被った場合には受託者が官側に対し損害賠償の責任を負う。
- c) 受託者は、官側がマニュアル別紙に示す従業者などの衛生管理点検表の点検項目に不備を確認し、不適格と指示した者は、就業させてはならない。
- d) 作業従事者等の、新型コロナウイルス及びノロウイルスを含む感染症罹患からの復帰に関しては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）に基づくとともに、必要な検査費用等は、受託者の負担によるものとする。

4.2 提出書類

受託者が、官側に提出する書類は、表4のとおりとする。

表4—提出書類一覧

提出書類名	提出頻度	提出時期	備 考
作業従事者一覧	年1回	業務開始 14日前まで	提出後、作業従事者等に変更があればその都度提出する。
作業従事者菌検索結果	月1回以上	毎月25日まで (ただし、受託年度4月分は業務開始の14日前まで)	1 菌検索結果には、腸管出血性大腸菌症検査を含めること。(10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検査を含めること。) 2 菌検索実施機関発行の結果を提出 3 作業従事者等に変更があればその都度提出する。
作業従事者勤務割振表 (勤務予定表)	月1回	翌月分を前月7日まで	1 受託年度4月分は業務開始の10日前まで 2 作業従事者等の変更の都度提出し、官側の確認を受けるものとする。
作業完了届	月1回	当月分を翌月5日まで	別紙第4「作業完了届」

※ 提出時期に間に合わないことが予想された場合、受託者は速やかに官側へ通知し、今後の対応について協議するものとする。

5 その他

5.1 受託者が使用できる国有財産

a) 施 設

本委託業務に関係する陸上自衛隊宮古島駐屯地食堂、厨房、控室及び更衣室

b) 設 備

別紙第5「使用器材一覧（宮古島駐屯地）」のとおり。

c) 経費負担区分

前2号の使用に伴う電気、水道等の使用料及び維持管理費用は官側負担とする。ただし、受託者の故意又は過失により施設、設備等に損害を与えた場合は、官側の指示に基づき受託者の費用負担において修復等を行う。

5.2 受託者の経費区分

5.1において官側負担とした費用を除き、作業従事者の被服、清掃用具、洗剤、事務用品、各種検査等の本委託業務に必要な全ての経費は受託者負担とする。

5.3 本委託業務の引継ぎ

当該年度の受託者は、翌年度4月1日以降の本委託業務受託予定者から業務の引継ぎに関する申し出があった場合は、当該引継ぎが当該年度内3月31日まで完了するよう協力しなければならない。

5.4 仕様書に関する事項

受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

令和8年度食数及び作業に必要な従事者数の参考値

月	区 分		食 数			現 場 責任者 (人・時)	作業員			作業員1人 当りの食数 A÷B	令 和 8年度 予 定
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食) A		作業員 (人) B	1人当りの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C		
4月	平 日	朝	326	197	272	1	2	3.5	7	136	282
		昼	471	278	399	1	3	4	12	133	409
		夜	336	156	275	1	2	3.5	7	137	285
		計	—	—	—	3	7		26		976
	休 日	朝	0	0	0	0	0	3.5	0	0	0
		昼	189	146	399	1	2	4	8	199	409
		夜	182	144	275	1	2	3.5	7	137	165
		計	—	—	—	2	4		15		574
5月	平 日	朝	291	217	257	1	2	3.5	7	128	267
		昼	426	307	373	1	3	4	12	124	383
		夜	327	174	136	1	2	3.5	7	68	146
		計	—	—	—	3	7		26		796
	休 日	朝	0	0	0	0	0	3.5	0	0	0
		昼	226	119	168	1	2	4	8	84	178
		夜	197	113	158	1	2	3.5	7	79	168
		計	—	—	—	2	4		15		346
6月	平 日	朝	332	212	277	1	2	3.5	7	138	287
		昼	466	253	387	1	3	4	12	129	397
		夜	358	169	274	1	2	3.5	7	137	284
		計	—	—	—	3	7		26		968
	休 日	朝	0	0	0	0	0	3.5	0	0	0
		昼	238	141	172	1	2	4	8	86	182
		夜	166	128	153	1	2	3.5	7	76	163
		計	—	—	—	2	4		15		345

上記に示す食数は、付紙「食数実績」による。

令和8年度食数及び作業に必要な従事者数の参考値

月	区 分		食 数			現 場 責任者 (人・時)	作業員			作業員1人 当りの食数 A÷B	令 和 8年度 予 定
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食) A		作業人員 (人) B	1人当りの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C		
7月	平 日	朝	293	215	249	1	2	3.5	7	124	259
		昼	417	258	330	1	3	4	12	110	340
		夜	300	136	235	1	2	3.5	7	117	245
		計	—	—	—	3	7		26		844
	休 日	朝	0	0	0	0	0	3.5	0	0	0
		昼	180	127	148	1	2	4	8	74	158
		夜	179	126	143	1	2	3.5	7	71	153
		計	—	—	—	2	4		15		301
8月	平 日	朝	327	199	264	1	2	3.5	7	132	274
		昼	444	263	358	1	3	4	12	119	368
		夜	338	128	254	1	2	3.5	7	127	264
		計	—	—	—	3	7		26		906
	休 日	朝	0	0	0	0	0	3.5	0	0	0
		昼	253	132	191	1	2	4	8	95	201
		夜	213	120	171	1	2	3.5	7	85	181
		計	—	—	—	2	4		15		382
9月	平 日	朝	321	233	282	1	2	3.5	7	141	292
		昼	445	243	375	1	3	4	12	125	385
		夜	315	176	260	1	2	3.5	7	130	270
		計	—	—	—	3	7		26		947
	休 日	朝	0	0	0	0	0	3.5	0	0	0
		昼	229	157	187	1	2	4	8	93	197
		夜	214	142	172	1	2	3.5	7	86	182
		計	—	—	—	2	4		15		379

令和8年度食数及び作業に必要な従事者数の参考値

月	区 分		食 数			現 場 責任者 (人・時)	作業員			作業員1人 当りの食数 A÷B	令 和 8年度 予 定
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食) A		作業人員 (人) B	1人当りの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C		
10月	平 日	朝	434	266	316	1	2	3.5	7	158	326
		昼	537	305	412	1	3	4	12	137	422
		夜	420	189	304	1	2	3.5	7	152	314
		計	—	—	—	3	7		26		1062
	休 日	朝	0	0	0	0	0	3.5	0	0	0
		昼	233	153	192	1	2	4	8	96	202
		夜	212	145	179	1	2	3.5	7	89	189
		計	—	—	—	2	4		15		391
11月	平 日	朝	322	273	295	1	2	3.5	7	147	305
		昼	428	344	385	1	3	4	12	128	395
		夜	324	200	278	1	2	3.5	7	139	288
		計	—	—	—	3	7		26		988
	休 日	朝	0	0	0	0	0	3.5	0	0	0
		昼	227	157	174	1	2	4	8	87	184
		夜	206	150	171	1	2	3.5	7	85	181
		計	—	—	—	2	4		15		365
12月	平 日	朝	326	196	287	1	2	3.5	7	143	297
		昼	442	198	379	1	3	4	12	126	389
		夜	325	140	263	1	2	3.5	7	131	273
		計	—	—	—	3	7		26		959
	休 日	朝	0	0	0	0	0	3.5	0	0	0
		昼	216	126	161	1	2	4	8	80	171
		夜	177	117	145	1	2	3.5	7	72	155
		計	—	—	—	2	4		15		326

令和8年度食数及び作業に必要な従事者数の参考値

月	区 分		食 数			現 場 責任者 (人・時)	作業員			作業員1人 当りの食数 A÷B	令 和 8年度 予 定
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食) A		作業人員 (人) B	1人当りの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C		
1月	平 日	朝	354	160	279	1	2	3.5	7	139	289
		昼	441	329	395	1	3	4	12	131	405
		夜	329	195	276	1	2	3.5	7	138	286
		計	—	—	—	3	7		26		980
	休 日	朝	0	0	0	0	0	3.5	0	0	0
		昼	260	102	162	1	2	4	8	81	152
		夜	274	101	157	1	2	3.5	7	78	167
		計	—	—	—	2	4		15		319
2月	平 日	朝	355	224	297	1	2	3.5	7	148	307
		昼	485	233	395	1	3	4	12	131	405
		夜	353	201	265	1	2	3.5	7	132	275
		計	—	—	—	3	7		26		987
	休 日	朝	0	0	0	0	0	3.5	0	0	0
		昼	245	155	186	1	2	4	8	93	196
		夜	223	155	177	1	2	3.5	7	88	187
		計	—	—	—	2	4		15		383
3月	平 日	朝	338	209	289	1	2	3.5	7	144	299
		昼	443	260	392	1	3	4	12	130	402
		夜	344	176	270	1	2	3.5	7	135	280
		計	—	—	—	3	7		26		981
	休 日	朝	0	0	0	0	0	3.5	0	0	0
		昼	197	161	178	1	2	4	8	89	188
		夜	185	105	157	1	2	3.5	7	78	167
		計	—	—	—	2	4		15		355

食数実績（令和7年4月）

日	曜 日	朝 食	昼 食	夕 食
1	火	0	459	324
2	水	306	466	319
3	木	310	466	344
4	金	326	431	193
5	土	0	178	163
6	日	0	189	182
7	月	313	444	366
8	火	295	435	355
9	水	287	408	323
10	木	248	415	313
11	金	245	401	184
12	土	0	148	155
13	日	0	153	144
14	月	276	395	317
15	火	290	345	300
16	水	309	460	307
17	木	301	471	310
18	金	276	470	205
19	土	0	158	151
20	日	0	156	148
21	月	197	304	215
22	火	234	315	235
23	水	236	311	229
24	木	221	299	222
25	金	218	278	156
26	土	0	0	0
27	日	0	111	105
28	月	0	172	145
29	火	0	159	132
30	水	0	184	162
平 均 (平 日)		272	399	275
平 均 (休 日)		0	161	149

【凡例】

青字：月の最大値

赤字：月の最小値

食数実績（令和7年5月）

日	曜 日	朝 食	昼 食	夕 食
1	木	0	166	150
2	金	0	167	132
3	土	0	129	118
4	日	0	124	118
5	月	0	149	136
6	火	0	153	144
7	水	0	226	197
8	木	253	354	254
9	金	248	339	186
10	土	0	145	138
11	日	0	119	113
12	月	249	341	269
13	火	264	351	256
14	水	290	392	251
15	木	281	399	279
16	金	280	386	174
17	土	0	137	130
18	日	0	146	136
19	月	217	337	252
20	火	260	394	295
21	水	231	356	264
22	木	224	384	296
23	金	246	382	200
24	土	0	0	0
25	日	0	148	129
26	月	244	391	321
27	火	270	418	327
28	水	246	386	301
29	木	270	426	301
30	金	291	307	191
31	土	0	144	128
平 均 (平 日)		257	373	136
平 均 (休 日)		0	150	136

食数実績（令和7年6月）

日	曜 日	朝 食	昼 食	夕 食
1	土	0	156	151
2	日	305	373	306
3	月	316	436	286
4	火	299	418	340
5	水	332	374	279
6	木	212	302	169
7	金	0	238	166
8	土	0	181	164
9	日	289	417	324
10	月	304	438	309
11	火	262	359	265
12	水	308	466	320
13	木	307	421	190
14	金	0	177	156
15	土	0	182	166
16	日	306	435	290
17	月	295	405	292
18	火	297	381	255
19	水	257	354	254
20	木	260	350	181
21	金	0	141	133
22	土	0	160	154
23	日	233	253	206
24	月	263	423	358
25	火	250	415	345
26	水	248	405	331
27	木	239	388	214
28	金	0	144	128
29	土	0	169	158
30	日	240	316	237
平 均 (平 日)		277	387	274
平 均 (休 日)		0	172	153

食数実績（令和7年7月）

日	曜 日	朝 食	昼 食	夕 食
1	火	244	307	233
2	水	254	328	247
3	木	245	359	270
4	金	246	313	136
5	土	0	134	126
6	日	0	160	150
7	月	257	322	252
8	火	255	348	270
9	水	261	323	255
10	木	257	337	264
11	金	231	281	159
12	土	0	127	129
13	日	0	135	141
14	月	218	258	199
15	火	215	294	216
16	水	226	291	245
17	木	247	313	226
18	金	252	288	199
19	土	0	151	141
20	日	0	140	135
21	月	0	180	179
22	火	236	312	222
23	水	229	337	233
24	木	248	358	242
25	金	246	349	174
26	土	0	0	0
27	日	0	153	146
28	月	241	333	269
29	火	289	398	278
30	水	293	417	300
31	木	291	389	279
平 均 (平 日)		249	330	235
平 均 (休 日)		0	148	143

食数実績（令和7年8月）

日	曜 日	朝 食	昼 食	夕 食
1	金	199	290	144
2	土	0	154	148
3	日	0	132	120
4	月	293	427	314
5	火	318	443	309
6	水	276	403	305
7	木	211	329	228
8	金	0	272	178
9	土	0	162	148
10	日	0	157	149
11	月	0	170	173
12	火	0	212	187
13	水	0	224	196
14	木	0	195	199
15	金	0	215	160
16	土	0	144	139
17	日	0	177	166
18	月	0	253	213
19	火	211	270	220
20	水	224	263	219
21	木	240	272	258
22	金	202	265	200
23	土	0	210	207
24	日	0	201	183
25	月	230	316	231
26	火	327	442	334
27	水	321	421	338
28	木	322	444	326
29	金	316	429	128
30	土	0	0	0
31	日	0	184	172
平 均 (平 日)		264	358	254
平 均 (休 日)		0	191	171

食数実績（令和7年9月）

日	曜 日	朝 食	昼 食	夕 食
1	月	0	253	250
2	火	380	573	371
3	水	380	580	367
4	木	376	577	343
5	金	354	565	348
6	土	349	552	266
7	日	0	228	217
8	月	0	236	222
9	火	351	539	416
10	水	379	558	363
11	木	367	572	349
12	金	365	584	355
13	土	355	535	272
14	日	0	262	247
15	月	0	266	255
16	火	0	291	281
17	水	357	516	336
18	木	364	512	310
19	金	321	519	341
20	土	341	558	286
21	日	0	351	273
22	月	0	286	173
23	火	0	188	242
24	水	352	508	343
25	木	361	517	285
26	金	361	565	345
27	土	353	496	236
28	日	0	0	0
29	月	0	190	186
30	火	270	410	257
平 均 (平 日)		282	375	260
平 均 (休 日)		0	187	172

食数実績（令和7年10月）

日	曜 日	朝 食	昼 食	夕 食
1	火	296	426	296
2	水	313	461	318
3	木	316	424	215
4	金	230	201	160
5	土	0	198	165
6	日	0	380	299
7	月	304	441	318
8	火	309	440	328
9	水	324	454	332
10	木	323	416	229
11	金	224	178	176
12	土	0	183	169
13	日	0	209	195
14	月	0	358	275
15	火	283	339	268
16	水	268	349	258
17	木	262	337	215
18	金	226	184	171
19	土	0	171	153
20	日	0	304	226
21	月	234	303	229
22	火	234	310	238
23	水	241	321	228
24	木	233	322	204
25	金	217	174	159
26	土	0	174	153
27	日	0	299	232
28	月	244	379	332
29	火	255	346	270
30	水	270	335	268
31	木	263	327	218
平 均 (平 日)		266	339	246
平 均 (休 日)		0	252	207

食数実績（令和6年11月）

日	曜 日	朝 食	昼 食	夕 食
1	金	293	397	224
2	土	0	178	172
3	日	0	227	169
4	月	0	183	173
5	火	281	378	288
6	水	281	359	286
7	木	290	377	300
8	金	291	347	203
9	土	0	165	150
10	日	0	165	150
11	月	276	344	259
12	火	279	362	284
13	水	297	397	294
14	木	296	387	290
15	金	318	391	235
16	土	0	157	207
17	日	0	159	206
18	月	273	364	324
19	火	322	402	321
20	水	309	388	298
21	木	291	407	297
22	金	277	365	200
23	土	0	165	162
24	日	0	163	152
25	月	290	379	298
26	火	311	428	306
27	水	315	416	316
28	木	304	409	304
29	金	297	402	232
30	土	247	173	164
平 均 (平 日)		295	385	278
平 均 (休 日)		0	174	171

食数実績（令和6年12月）

日	曜 日	朝 食	昼 食	夕 食
1	日	0	177	157
2	月	297	404	311
3	火	316	420	309
4	水	290	409	318
5	木	298	397	281
6	金	294	403	205
7	土	0	161	150
8	日	0	163	154
9	月	306	430	322
10	火	326	442	322
11	水	325	426	325
12	木	321	428	320
13	金	313	360	207
14	土	0	216	169
15	日	0	187	177
16	月	302	417	301
17	火	303	403	224
18	水	287	391	280
19	木	217	330	182
20	金	196	213	140
21	土	0	141	126
22	日	0	138	132
23	月	207	198	167
24	火	0	210	177
25	水	0	171	151
26	木	0	171	153
27	金	0	169	143
28	土	0	134	125
29	日	0	126	117
30	月	0	128	121
31	火	0	127	119
平 均 (平 日)		287	379	263
平 均 (休 日)		0	161	145

食数実績（令和7年1月）

日	曜 日	朝 食	昼 食	夕 食
1	水	0	102	101
2	木	0	125	120
3	金	0	119	111
4	土	0	115	110
5	日	0	109	102
6	月	0	145	125
7	火	0	152	133
8	水	0	168	136
9	木	160	332	240
10	金	242	329	195
11	土	0	177	169
12	日	0	165	174
13	月	0	200	212
14	火	282	401	250
15	水	286	420	285
16	木	278	378	292
17	金	276	402	207
18	土	0	171	167
19	日	0	194	191
20	月	324	401	309
21	火	301	367	304
22	水	308	414	308
23	木	300	375	301
24	金	346	441	262
25	土	0	260	274
26	日	0	229	229
27	月	354	391	294
28	火	234	419	309
29	水	233	410	297
30	木	239	422	329
31	金	303	410	228
平 均 (平 日)		279	395	276
平 均 (休 日)		0	162	157

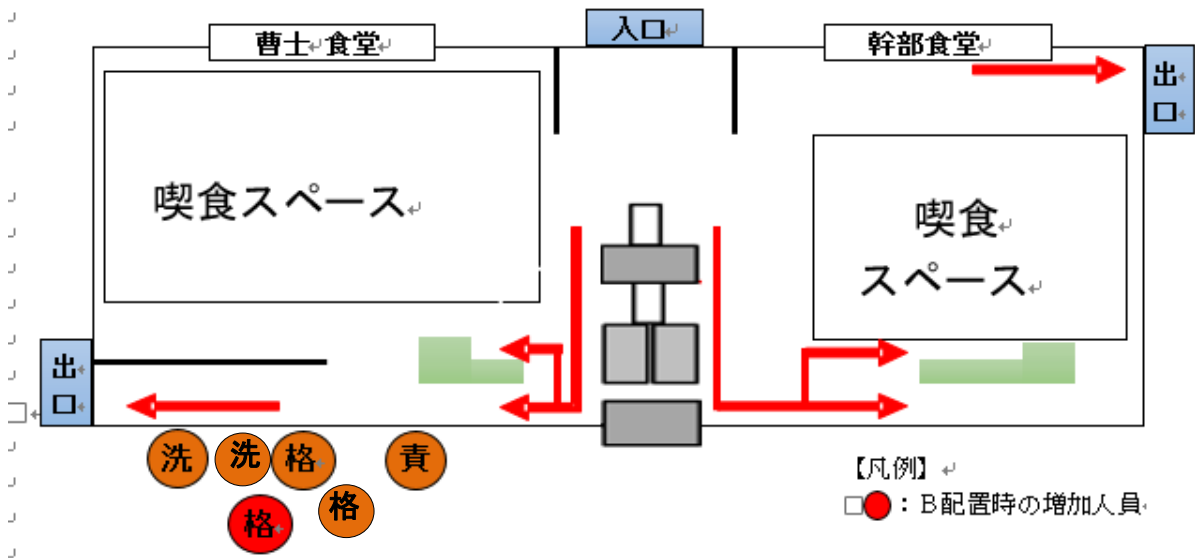
食数実績（令和7年2月）

日	曜 日	朝 食	昼 食	夕 食
1	土	0	171	174
2	日	0	163	155
3	月	272	344	258
4	火	260	306	245
5	水	253	349	265
6	木	259	348	264
7	金	262	377	201
8	土	0	155	163
9	日	0	175	163
10	月	329	447	281
11	火	0	245	223
12	水	303	485	334
13	木	355	456	338
14	金	326	445	237
15	土	0	0	0
16	日	0	180	166
17	月	299	409	326
18	火	323	412	311
19	水	308	390	317
20	木	332	462	0
21	金	0	0	0
22	土	0	0	0
23	日	0	0	0
24	月	0	216	195
25	火	224	233	224
26	水	323	440	353
27	木	318	448	323
28	金	308	363	230
平 均 (平 日)		297	395	265
平 均 (休 日)		0	186	177

食数実績（令和7年3月）

日	曜 日	朝 食	昼 食	夕 食
1	土	0	182	173
2	日	0	197	185
3	月	262	384	275
4	火	312	428	331
5	水	315	420	313
6	木	331	414	318
7	金	312	378	176
8	土	0	163	105
9	日	0	170	159
10	月	278	383	270
11	火	283	394	269
12	水	293	412	284
13	木	286	379	260
14	金	262	370	179
15	土	0	0	0
16	日	0	184	152
17	月	255	356	257
18	火	265	397	285
19	水	209	300	180
20	木	0	191	169
21	金	230	260	180
22	土	0	161	148
23	日	0	196	167
24	月	311	441	324
25	火	311	431	344
26	水	338	443	338
27	木	321	430	329
28	金	314	420	223
29	土	0	168	156
30	日	0	164	156
31	月	0	0	0
平 均 (平 日)		289	392	270
平 均 (休 日)		0	178	157

宮古島駐屯地食堂における食器洗浄人員の実績



区 分	主な任務	A	B
食器 洗浄	責 現場責任者（全般指示、食器格納兼任）	1	1
	洗 シンクに溜まった食器等を食器洗浄機へ流し入れ	2	2
	格 洗浄が完了した食器をカゴに入れ、食器消毒保管庫へ格納	2	3
合 計		5	6

「（食器洗浄及び清掃作業）年間を通じて必要となる消耗品のリスト（基準）」

No	使用区分	品 名	単 位	数 量	備 考
1	作業従事者個人用	マスク	C A	3 3	1 0 0枚入
2	作業従事者個人用	帽子	C A	3 3	1 0 0枚入
3	作業従事者個人用	ユニホーム	E A	1/人以上	白色を基準
4	作業従事者個人用	食器洗浄用エプロン	E A	1/人以上	食品衛生法適合
5	作業従事者個人用	清掃用エプロン	E A	1/人以上	食品衛生法適合
6	作業従事者個人用	厨房用履物	E A	1/人以上	耐油/抗菌
7	作業従事者個人用	名札	E A	1/人	白地に黒文字
8	作業従事者個人用	使い捨て手袋	C A	8 8	左右兼用 100 枚入
9	作業従事者個人用	爪ブラシ	E A	1/人以上	ブラシ：ナイロン
10	食器洗浄用	スポンジたわし	E A	1 4 4	中目 90×150×30
11	食器洗浄用	中性洗剤	C A	2	4.5ℓ 4個入
12	食器洗浄用	弱アルカリ性洗剤	C A	1	4.5ℓ 4個入
13	食器洗浄用	クレンザー	C A	6	2 4本入
14	食器洗浄用	油用食器洗剤	C A	1	4.5ℓ 4個入
15	食器洗浄用	除菌漂白剤	C A	2	3.5 kg 4個入
16	食器洗浄用	ジェルクリーナー	C A	3 6	5 kg 洗浄機用
17	食器洗浄器具清掃用	食器洗浄器用洗剤	P C	1 4	1 0 kg
18	食器洗浄器具 卓上清掃用	アルコール除菌 スプレー	S T	2	8 0 0 mℓ 6個入 洗浄後消毒 食卓・卓上品、椅子消毒
19	卓上清掃用	タオル、布巾	S T	2 0	1 0枚入
20	卓上清掃用	洗濯用洗剤	C A	2	4.5ℓ 4個入
21	食堂・食器洗浄室清掃用	ほうき	S T	1	5本入
22	食堂・食器洗浄室清掃用	デッキブラシ	S T	1	5本入
23	食堂・食器洗浄室清掃用	バケツ	S T	1	1 0ℓ 5個入
24	食堂・食器洗浄室清掃用	水切り	S T	1	5本入
25	食堂・食器洗浄室清掃用	モップ	P C	6	240×210mm 1380mm
26	食堂・食器洗浄室清掃用	モップ洗い器	E A	6	
27	食堂清掃用	ワックス	E A	2	部分清掃用
28	現場責任者用	腕章	E A	1	青色

作 業 完 了 届

陸上自衛隊宮古島駐屯地
糧食班長 殿

業者名

現場責任者

下記のとおり、役務が完了したのでお届けします。

1 役 務 名 : 給食業務役務

2 役務場所 :

3 実施期間 : 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

4 完了年月日 : 令和 年 月 日

使用器材一覧表（宮古島駐屯地）

区 分		数 量	能 力	備 考
食 器 洗 浄 器 材	かきあげ式洗浄機（浸漬槽付）， 2号（電気式）	1台	最大：8000枚/時	
	電気式食器消毒保管庫，2号	3台	乾熱式 30℃～120℃ 30～180分連続運転	